

2010年12月17日

厚生労働省独立行政法人
公益法人等整理合理化委員会

淑徳大学准教授
結城 康博

報告書作成にあたっての記載項目要望

報告書作成にあたって下記のような項目を盛り込んでいただきたい。

1. 厚労省OBについて

これまで独立行政法人・民間特殊法人・公益法人の一部からヒヤリング行ったが、未だに厚労省OBが役員に就いているケースが見られる。一方で、民主党政権になり厚労省OBでなく民間から公募して役員に就いているケースも見られるようになった。

しかし、厚労省OBであろうと民間人であろうと年収1000万円を超える給与体系が多々見られ、公費もしくは受験料および登録料など国民から費用を徴収して運営している組織においては高額な給与体系である。

確かに、年金基金（経済専門家）や国立病院（医師など）、各研究機関（研究者）などは、業務の責任度合いから高額な役員収入は適切な場合もある。しかし、通常の民間企業の業務と比べて、専門性や特殊技能がきわだって認められないケースにおいては、逆に厚労省OBを役員として雇用し、地方公務員の再任用給与体系（委員会で資料要求したものを参照）にしていくほうが効率的と考える（年収400万円～500万円前後）。

そもそも厚労省OBは有能な人材であり、60歳を過ぎても公益法人等での活躍は大いに期待でき、国益にもなるはずである。

これまで天下りの弊害は退職後の高額な給与体系が問題であったのであって、厚労省OBの人材・能力そのものは有効であった場合も多々ある。その意味で、厚労省OBを必ずしも排除するのではなく、地方公務員の再任用給与体系を参考に活用していくべきである。

2. 厚労省関連の試験事務について

厚労省が管轄している試験や免許資格については、できるだけこれらを統括している事務組織を統廃合して、規模の経済を活用しながら整理・統合を図るべきである。その際は、職能団体との関連にとらわれず、効率的な組織運営にしていくべきである。

なお、個別案件であるが、社会福祉士の受験料において、基金の取り崩しに関しては、数年間にならして、できるだけ多くの受験生が恩恵を被れるような運用を考えるべきである。

3. 福祉や医療等の関連施設

独立行政法人など障害者施設や介護施設を運営しているケースに関しては、入居者の高齢化を考えて、類似した施設への移行も含めて機能・分化を図るべきである。例えば、特

別養護老人ホームの活用を考え、社会福祉法人などの活用も検討していくべきである。

しかも、国が関与している福祉施設は、利用者の地域性を考えるとデメリットもあるため、今後は類似した既存の施設（社会サービス）も利用できるような環境整備（法令整備含む）も考えていくべきと考える。

その意味では、局を超えた縦割り行政の弊害を是正し、サービスを受ける視点でどのようなシステムが最適化を考え、福祉施設等の運営を行うべきである。

4. 国立病院や労災病院について

国立病院などは、国民の生命を担っている面があり、効率化の原理で整理・統合していくことは危険である。しかし、地域によっては県立病院や市立病院などの公立病院も共存している場合もあり、今後、国立病院の在り方を考える検討会を別途設けて、国が失費して行う病院事業の在り方を考えていくべきである。なお、その際は労災病院と国立病院の整理・統合も視野に議論していくべきと考える。

5. 研究費や委託事業について

独立行政法人や公益法人が行う事業の一部を民間事業に外注している場合が見られるが、原則、「プロポーザル方式」にするガイドラインを設け「随意契約」はしないよう、報告書に盛り込むべきである。ただし、「一般競争入札」では、価格だけの争いになる可能性があるため、「プロポーザル方式」にすべきである。

6. 研究助成金や研究成果について

独立行政法人や公益法人が研究活動や助成事業を行っているが、それらの研究成果を、原則、インターネット上で誰でも見られるようにするガイドラインを設けるべきである。年報や機関誌では手軽に国民が入手できないため、今後は利用しやすいようにしていくべきである。

以上